

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

井手町は京都府南部に位置し、総面積18.04km²の小さな町であるが、京都や大阪、奈良へのアクセスが良く道路交通網の整備も進んでおり、交通・物流の利便性を活かし企業誘致や商業施設誘致の促進を図っている。

国勢調査の人口推移では、平成7年の9,438人をピークに減少に転じ、令和2年には7,406人となっている。また、年齢3区分別人口の構成比は、老年人口が増加しており、年少人口及び生産年齢人口は減少していることから、井手町においても全国的な傾向と同様に人口減少と少子高齢化が進行している。

井手町の産業構造は、令和3年の経済センサス調査によると、産業別事業所割合は第3次産業（卸売や小売業・サービス業等）が64.02%と最も高く、次いで第2次産業（製造業や建設業等）が33.14%、第1次産業（農林漁業）が1.13%の順となり、全国の産業別事業所割合と比較すると、第2次産業が高く、第3次産業は低い割合となっている。また、井手町内の殆どの企業の従業員数が50人未満となっていることから、井手町の地域経済は中小企業によって支えられている状況である。

こうした状況下で中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが井手町の喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業の経営基盤の強化と経営の断続的な発展を図るため、計画期間中に5件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

井手町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が井手町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働生産性が年率3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月29日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・先端設備等導入計画の認定対象者は、町税等を完納しているものとする。